

札幌・ミュンヘン姉妹都市提携 50 周年記念ロゴマーク使用方法

1 対象事業等

ロゴマーク等は、次の事業又は商品、サービスを対象とします。

- (1) 市民にミュンヘンの魅力を紹介し理解を深める事業等
- (2) 札幌市とミュンヘン市の相互交流及び理解の促進又は連携の強化に資する事業等
- (3) その他姉妹都市提携 50 周年を市民に P R する事業等

ただし、ロゴマーク等を商品の主要な要素とする場合は、使用が認められない場合があります。また、ロゴマーク等の使用者の事業内容や、商品・サービスの品質などを保証するものではありません。

※ ロゴマーク等の使用によって、札幌・ミュンヘン姉妹都市提携 50 周年事業の市内外への周知に寄与すると考えられる取組をいいます。

(使用例)

- ・ チラシやポスター、パンフレットなど、P R 目的の製作物での使用
- ・ 市内外への周知に寄与する商品やサービスにおける使用

2 使用料金

ロゴマーク等の使用料金は無料です。

3 使用申請

- (1) 使用申請を行う場合は、「札幌・ミュンヘン姉妹都市提携 50 周年記念ロゴマーク使用（変更）申請書」（第 1 号様式）に使用デザイン案を添付して、使用開始の 2 週間前までに市に提出してください。

下記提出先に郵送又は持参をするか、電子メールによって提出することができます。

また、市が承認した内容を変更する場合についても、同様の手続きとなります。

(郵送又は持参による提出先)

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 10 階
札幌市総務局国際部交流課 宛て

(電子メールによる提出先)

kokusai@city.sapporo.jp ※ メールアドレスの入力間違いにご注意ください。

- (2) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、申請は不要です。

ア 札幌市又はミュンヘン市の委託事業や共催・後援事業など、市と関係する公共的な事業において使用するとき

イ 札幌市又はミュンヘン市の出資団体又は市有施設の指定管理者が使用するとき

- ウ 国又は地方公共団体が業務で使用するとき
 - エ 報道機関が報道のために使用するとき
 - オ 個人が営利目的以外で使用するとき(例:個人名刺への貼付、SNSでの発信など)
 - カ その他札幌市又はミュンヘン市が適当と認めるとき
- (3) ロゴマーク等のデータは、市ホームページからダウンロードしてください。

4 使用の承認

- (1) 市は、「3 使用申請」(1)の規定により申請があった場合は、「1 対象事業等」に該当しているかを審査し、申請者に対して使用の可否について「札幌・ミュンヘン姉妹都市提携 50 周年記念ロゴマーク使用(変更)承認通知書」(第2号様式)又は「札幌・ミュンヘン姉妹都市提携 50 周年記念ロゴマーク使用(変更)不承認通知書」(第3号様式)で通知(電子媒体による通知を含む。)します。
- (2) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、「1 対象事業等」に関わらず使用を承認しません。
- ア 市や札幌・ミュンヘン姉妹都市提携 50 周年記念事業の信用又は品位を害すると認められるとき
 - イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、又は暴力団の構成員と認められる者からの申請のとき
 - ウ 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき
 - エ 特定の政治活動、宗教活動や個人の売名行為に関する認められるとき
 - オ 消費者の利益を害すると認められるとき
 - カ その他市が使用を不相当と認めるとき
- (3) 市は、使用を承認するにあたり、使用者に対して必要な条件を付すことがあります。
- (4) 申請の有無に関わらず、ロゴマーク等を使用した場合は、市が実施するロゴマーク等の使用状況に関する調査等に応じることを承諾したものとみなします。

5 使用期間

ロゴマーク等を使用できる期間は、市が承認した期間(承認日から令和5年(2023年)3月31日までを最大とする。)とします。

ただし、当該期間内に製品等に付されたロゴマーク等については、当該期間を超えて使用することができます。

6 使用上の留意事項

ロゴマーク等の使用にあたっては、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 使用の承認を受けた事項以外に使用しないでください。
- (2) 使用の承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与できません。
- (3) 承認に係る製作物等がある場合は、その製作物等（完成品又は画像データ）を市に提出してください。
- (4) ロゴマーク等の使用に起因する事故及び第三者への損害等について、市は一切の責任を負いません。
- (5) 使用の承認を受けた内容による使用のほか、市に無断でロゴマーク等の複製、譲渡又は貸与を行うことその他市の著作権を侵害する行為は禁止します。

7 不適正な使用に対する措置

使用を承認した場合においても、虚偽の申請、承認の条件に反していることを確認した場合は、市は、その是正を命じるか、又は承認の取消しを行います。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 札幌市総務局国際部長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマーク使用(変更)申請書

札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマーク使用を(変更)したいので、下記のとおり申請します。

記

使用(変更)目的	(目的を記載)	
使用(変更)する商品等の種類・名称・数量	(商品等の種類・名称・数量を記載)	
使用(変更)する商品等の展開エリア	(地域名〔例：市内全域、関東地方、東京都内など〕を記載)	
使用予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※ 札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマーク使用方法の5に規定する使用期間に留意すること。	
担当者連絡先	住所	〒
	職氏名	
	連絡先	TEL : FAX : E-mail :

注1：変更申請の場合、様式中「変更」の括弧を削除して使用すること。

注2：申請の際は、本様式のほか、使用デザイン案(全体の図案やサンプル品など)を添付すること。使用デザイン案が未確定の場合は、予定している内容を記載すること。

注3：札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマークのデータは、札幌市ホームページからダウンロードすること。

第2号様式

札国交第 号
令和 年（ 年） 月 日

（申請者） 様

札幌市総務局国際部長

札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書

令和 年（ 年） 月 日付で申請のありました札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマーク使用（変更）について、下記のとおり承認します。

記

承認する使用目的	
承認する商品等の種類・名称・数量	
承認する商品等の展開エリア	
承認する期間	
使用にあたっての留意事項	<ol style="list-style-type: none">1 使用の承認を受けた事項以外に使用しないでください。2 使用の承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与できません。3 札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマークの使用に起因する事故及び第三者への損害等について、市は一切の責任を負いません。4 使用の承認を受けた内容による使用のほか、市に無断で札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うことその他市の著作権を侵害する行為は禁止します。5 その他、「札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマーク使用方法」を遵守してください。
特記事項	

連絡先：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局国際部交流課
TEL 011-211-2032 FAX 011-218-5168

第3号様式

札総第 号
令和 年（ 年） 月 日

（申請者） 様

札幌市総務局国際部長

札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマーク使用（変更）不承認通知書

令和 年（ 年） 月 日付で申請のありました札幌・ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念ロゴマーク使用（変更）について、下記のとおり承認しないこととしましたので通知します。

記

承認しない理由	
特記事項	

連絡先：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局国際部交流課
TEL 011-211-2032 FAX 011-218-5168